

転倒防止
「転ぶかも」
その気づきを共有し
みんなで取り組む

労働災害のうち、
一番多いのが
転倒災害です。

「転ぶかも」



てんとうぼうしぐん

令和5年度
冬の労災をなくそう運動

令和5年12/1(金)～令和6年2/29(木)

主唱者 山形労働局・労働基準監督署(厚生労働省)
協賛者 山形県労働災害防止関係団体連絡協議会・各地区労働基準協会

令和5年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領（抜粋）

◇ 趣旨（要旨）

積雪・寒冷地である山形県は、12月から3月頃までの冬期間、低温や降雪、強い季節風などにより、凍結や積雪による転倒災害、墜落・転落災害、交通事故など冬期特有の労働災害（以下、「冬期型災害」という。）が多発することから、年末年始の慌ただしさも重なる冬期間において、各労働災害防止団体が提唱する「年末年始無災害運動」と相まって、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期型災害を大幅に減少させるための取組を行うものである。

◇ 最重点実施事項

1. 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ①大雪、低温等に係る気象情報を迅速に把握し、事業場内で共有するための体制を構築する。
- ②凍結、積雪等が始まる前までに、把握した気象情報から事業場として講すべき措置、関係労働者が順守すべき安全ルール等を明確にしておく。
- ③把握した気象情報を踏まえ、必要に応じて、屋外作業、出張業務等に係る作業計画の見直しを行う。

2. 凍結等による転倒災害防止の徹底

- ①過去の労働災害、ヒヤリハット事例等から、転倒危険マップの作成、転倒危険箇所の「見える化」等により、視覚による注意喚起を図る。
- ②凍結等により転倒のおそれのある通路、作業床等に対しては、融雪剤の散布、温風機、融雪マットの設置等、実効ある凍結防止措置を講ずる。
または、立入（通行）禁止区域を設定する。
- ③屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設ける。
- ④滑りにくい履物の着用を徹底するとともに、靴底がすり減った履物は使用しない。
- ⑤歩行に際しては、足裏全体を使って小さな歩幅で急がずにゆっくり歩く。
- ⑥上着やズボンなどのポケットに手を入れたまま歩行しない。
- ⑦凍結した路面、除雪機械通過後の路面等では、荷物を担いだり、手に持って運搬しない。
- ⑧「てんとうばうしくん」ステッカー等を活用しながら転倒災害防止に係る注意喚起を図る。

◇ 重点実施事項（抜粋）

1. 屋外作業における対策の実施

- ①悪天候時の作業中止
- ②非常事態に備えた無線機等の常備
- ③転落危険箇所への標識（ポール等）の設置
- ④悪天候時でも誘導者を認識できるための措置（服装、旗等）による車両等との接触防止対策

- ③気象情報を踏まえた無理のない運行計画の策定

- ④路面状況に応じた走行速度、十分な車間距離の確保
- ⑤急ハンドル、急ブレーキの厳禁
- ⑥橋の上、トンネル出入口等、凍結のおそれがある場所は減速して走行
- ⑦送迎車両の運転者は、十分な技能を有する者を選任
- ⑧運転者に気象情報の迅速な伝達及び走行中止、一時待機等適切な指示

2. 雪下ろし作業等における安全対策の実施

- ①作業場所の事前確認、作業手順の策定
- ②親綱等の設置及び墜落制止用器具等の確実な使用
- ③墜落時保護用の保護帽の着用
- ④十分な長さの昇降用はしごの使用及び転位防止措置（上部固定等）
- ⑤上下同時作業の禁止及び合図の徹底
- ⑥落雪の危険箇所への立入禁止措置
- ⑦建設機械等による除雪時には、合図等による接触防止措置、不具合発生時における動力完全停止、始動前の安全確認の徹底

4. 一酸化炭素等の中毒予防対策

- ①自然換気が不十分な場所では、内燃機関、練炭コンロ等の使用禁止
- ②やむを得ず内燃機関等を使用する場合は、「一酸化炭素等の中毒防止ガイドライン」に基づく対策の徹底
- ③燃焼式暖房器具を使用する場合、換気の徹底

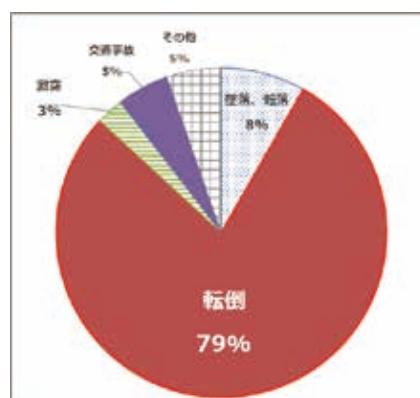
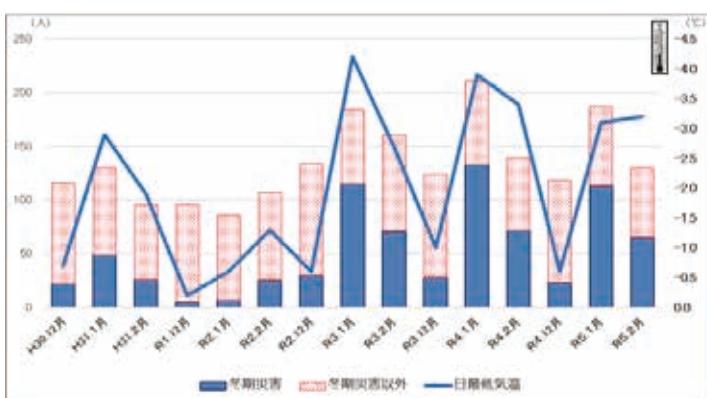
3. 交通労働災害防止対策の徹底

- ①冬用タイヤに対する点検、適正なタイヤの使用
- ②路面凍結、降雪前の冬用タイヤへの交換

5. 雪崩災害防止対策の徹底

- ①雪崩発生の危険についての事前調査
- ②気象情報の隨時把握、急激な天候変化後の作業中止
- ③積雪面の点検
- ④スコップ、ゾンデ棒及び雪崩ビーコンの携行
- ⑤救助とそ生の方法の周知
- ⑥「雪崩災害防止対策要領」に基づく雪崩災害防止対策

◇ 冬期型災害発生状況



詳しい情報はこちらから

